

(別紙2)

関市ふるさと納税プロモーション業務委託 委託事業者選定要項 (公募型プロポーザル)

1 目的

関市ふるさと納税プロモーション業務を委託する事業者を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 審査方法

委託予定事業者の選定に係る審査をすることを目的として、市関係課から審査員を選出する。審査員は以下の審査手順で総合的に審査し、最適な委託候補事業者1社を選出する。

(1) 一次審査

関市ふるさと納税プロモーション業務委託に伴う公募型プロポーザル実施要領「6 企画提案」に規定した提出書類について、「(3) 審査基準」に基づき書類審査する。

ア 獲得点数が基準値を上回った企画提案者を二次審査の対象とする。

イ 企画提案者が5者以下である場合は、全員を二次審査の対象とする。

(2) 二次審査

一次審査を通過したものに対し、プレゼンテーションにより「(3) 審査基準」に基づき審査を実施する。

ア 各審査員は採点に応じて参加者ごとに順位を付け、第一順位を最も多く獲得した受託候補者の見積書の額が、関市ふるさと納税プロモーション業務委託仕様書「4 契約限度額」以下であった場合に委託予定事業者として選定する。

イ なお、第一順位獲得数が同数の企画提案者が複数あった場合、審査員が採点した点数によって、委託予定事業者を選定する。点数が同点、かつ見積書の額が同一である場合は、審査員の議決により委託予定事業者を決定する。

エ 当日のプレゼンテーションの順番は企画提案書を出した順番と同様とする。

(3) 審査基準

提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を、一次審査、二次審査ともに「【様式4】審査項目、審査観点及び配点」を使用して採点する。

(4) 審査員

審査員については、市関係部署から選任された職員で構成する。

(5) 結果の通知及び公表

選定結果は、提案者全員に書面にて通知する。